

三田市産後ケア事業

産後のお母さんと赤ちゃんが助産師等による専門的なケアを受け、自宅で安心して育児ができるように支援する事業です。

利用事業所は兵庫県内全域！！

三田市内・近郊の事業所だけでなく、兵庫県内に所在する産後ケア事業協力機関（医療機関、助産所等）からご希望に合わせてお選びください。

※右記二次元コード【兵庫県のホームページ】 「産後ケア事業協力機関の一覧」参照



償還払い申請が可能！！

利用券が使用できない県外および県内の協力機関以外等でご利用された場合は、償還払い申請（上限額あり）が可能！！ ※条件あり。詳細は市ホームページ。

対象月齢

産後1年以内の母子（児の1歳の誕生日の前日まで）

利用料は、市の助成により低価格！！

宿泊型:1泊2日 6,000円 通所型:300円/時間
訪問型:500円/時間 ※非課税世帯は無料

多胎児の場合は、2人目以降1人あたり 宿泊1000円/1泊2日
通所・訪問100円/時間 が加算されます。

課税状況の変更があった場合は下記までご連絡ください

利用の上限（日数・時間数）

○「宿泊型」および「通所型」の利用を併せて7日以内。（多胎児の場合は、10日以内）

※通所型は1回の利用を1日として換算し、1回のサービス時間の上限は7時間以内。

○「訪問型」は通算14時間以内（多胎児の場合は、20時間以内）

【問い合わせ先・利用券申請先】

三田市役所 こども家庭支援センター母子保健担当（市役所本庁舎2階）

TEL：079-559-5093 FAX：079-563-3611

9時～16時30分（土・日・祝・年末年始除く）



三田市産後ケア事業 利用の流れ

事業所の検討

- 妊娠中から各実施機関の利用可能月齢や利用できるサービスなどを県のホームページの協力機関一覧で確認し、利用希望の機関を検討しておくスムーズです。
- 実施機関では様々な産後のケアを提供しています。産後ケア事業対象外（全額自己負担）のサービスを提供している所もありますので、確認ください。

利用申請

右記二次元コードより「産後ケア事業利用申請書兼情報提供同書申請フォーム」を開き、オンライン申請をしてください。
償還払い希望の方も、事前に申請が必要です。



利用券発行

申請頂いたメールアドレスに利用券をお送りします。

発行までに1週間程度かかりますが、早急に利用したい場合は、申請とともに市（079-559-5093）に電話でご相談ください。
利用券は2か月程度で、表示されなくなるので必ずデータ保存しておいてください。

利用施設の予約

ご自身で利用希望の実施機関に連絡し、「三田市が委託する産後ケア事業（助成あり）を利用したい」と伝え、予約します。
その際に、利用券の一番上に記載された利用券発行番号を実施機関に伝えてください。
その後、実施機関から市に利用の連絡がはいります。
必要な持ち物等は、各実施機関に確認しておいてください。
キャンセル料が発生する機関もあるため、キャンセル料の発生時期やキャンセル料等をご自身で確認のうえ、予約をお願いします。

利用

予約の日時に実施機関でサービスを受けます。

利用料は、利用時に直接実施機関にお支払いください。
(キャッシュレス決済が利用できるかどうか等は、実施機関にご確認ください。)

アンケート回答

利用ごとにオンラインアンケートにご回答をお願いします。



詳しくは、左記二次元コード
市ホームページ「三田市産後ケア事業のご案内」参照ください。